



市民農園の 開設者を 募集

札幌市は、市民農園による農地の有効利用を促進するとともに、市民の方々のレクリエーションや高齢者の生きがいづくり、地域交流、生徒・児童の体験学習などの場として、開設を支援しています。

市民農園は、農地所有者(農家)・企業・NPO法人など多くの方々が市民農園を開設できるようになっています。農地を所有している方ご自身で市民農園を開設したい、若しくは農地を借りて市民農園を開設したいと思っている方は、最寄の農協または札幌市農政部農政課にご相談ください。

札幌市は、市民農園の開設に必要な施設整備(給水設備・駐車場・休憩所・トイレ・看板等)に要する経費の一部を補助しています。また、利用者の募集を広く市民にPRしています。

- 市民農園は、維持管理(点検・清掃・修理・栽培指導・圃場整備など)、附帯設備の設置(給水設備・駐車場・休憩所・トイレ・農具庫・看板・区画割杭など)、が義務付けられ、その費用は開設者の負担となります。
- 農地を借りて開設する場合は、札幌市が中間保有し賃貸借契約を行います。
- 市民農園の開設期間は、5年間以上です。
- 市街化調整区域内にあり、かつ、乗用車の通行に支障のない道路に接していることが必要です。
- 概ね50アール以上の農園面積が必要です。 など

その他の条件、手続き方法等は、「さっぽろの農業」のホームページを御覧下さい。
<http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/nouen/index.html>

農業経営に利用している農地又は不作付地・耕作放棄地となっている農地若しくはその恐れのある農地を所有している方で、ご自身で市民農園の開設はできないが、農地の一部を貸付けて市民農園としての活用が可能な方を募集しています。

農地は、札幌市が中間保有するので安心して貸すことができます。また、開設する方と札幌市の間で貸付協定を結ぶことで、市民農園としての適正な利用を確保します。

ご希望の方は最寄の農協または札幌市農政部農政課にご相談ください。

農地の 提供者を 募集

- 札幌市、農地を所有する方、市民農園を開設する方の三者が計画段階における農園の設計、賃貸借契約等の合意があったものについて手続きを開始します。
- 市街化調整区域内の農地で、登記簿上、若しくは現況(課税上)のいずれかが「田」「畑」の地目となっているものを対象とします。
- 農地を市民農園として開設するための土壌改良、基盤整備等に要する費用は、原則、開設者の負担となります。

問い合わせ先

札幌市農政部農政課調整係

Tel.211-2406